

令和5年度以降の医療的ケア児保育事業の取組について

1 現状及び課題

本市では、2022年（令和4年）10月から、医療的ケア児保育事業を開始し、現在、公立保育所1施設において受け入れを行い、訪問看護ステーションとの委託契約により、時間の定まった医療的ケアを行っております。

本事業では、事業開始の広報周知を行った2022年（令和4年）6月以降、これまで15名程の保護者から入所に係るご相談が寄せられています。この内、2名の方から2023年（令和5年）4月からの入所を希望する意向が示され、その中には常時の医療的ケアが必要な児童も含まれていることから、この対応に係る保育所の受入体制の確保が課題となっております。

2 令和5年度以降の取組予定

入所に係るご相談の状況を踏まえ、公立保育所での受入施設数をこれまでの2施設から3施設に拡大するとともに、現在の訪問看護による対応に加え、市が独自に看護師を確保し、一部の保育所に看護師を常駐させることで、常時の医療的ケアが必要な児童の受入体制を整備いたします。

あわせて、法人立保育所での医療的ケア児の受け入れを促進するため、これまでの人件費等の助成に加え、施設改修等を助成対象に加えるなど、増加するニーズに対応することにより、本市全体でインクルーシブ保育を推進していきます。

以 上

（事務担当 子ども青少年部 保育課）